

平成二十六年二月二十五日受領
答 弁 第 四 一 号

内閣衆質一八六第四一号

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員山井和則君提出難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出難病患者の方の治療の選択の幅を狭めるような特定疾患治療研究事業の運用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。

なお、特定疾患治療研究事業の実施については、「特定疾患治療研究事業について」（昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、都道府県が、対象疾患の治療研究を行うに適切な医療機関に対し、治療研究に必要な費用を交付することにより行うものとしており、当該医療機関については、都道府県において適切に定めているものと考えている。